

秋田県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画（案）に対する意見公募結果について

令和3年1月27日

秋田県後期高齢者医療広域連合事務局

秋田県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画（案）について、次のとおり意見公募を行ったところ、1件のご応募をいただきました。いただいたご意見と、それに対する広域連合の考え方を、別紙のとおりまとめました。

## 1. 募集要項

### (1) 意見募集対象

秋田県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画（案）

### (2) 募集期間

令和2年12月21日（月）～令和3年1月20日（水）

### (3) 関係資料の公表方法

秋田県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載のほか、県内各市町村の後期高齢者医療担当課に閲覧用資料を設置。

### (4) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール

## 2. 提出されたご意見の件数

1件（電子メール）

## 3. 提出されたご意見の概要及びご意見に対する広域連合の考え方・対応

第4次広域計画（案）の内容に関するご意見について要約して公表するとともに、広域連合としての考えをお示しいたします（別表）。提出されたご意見の中には、広域計画（案）に関するご意見のほか、後期高齢者医療制度全般に関するご意見、ご要望も含まれていましたので、今後の制度運営の参考とさせていただきます。

別表 広域計画（案）へのご意見と広域連合の考え方

| ご意見  | 広域連合の考え方  |
|--|---|
| <p>・計画案に使用されている年号に西暦も入れること。</p>  | <p>西暦を括弧書きで併記しました。</p>  |
| <p>・P4「4 基本施策（3）医療費の適正化」においては、薬が必要以上に多く処方され、捨てられている。捨てられるほど多くの薬を処方されない対策を。</p> | <p>基本施策欄に事業名の記載はありませんが、市町村の協力のもと、保健師が被保険者宅を訪問して保健指導を行う「健康づくり訪問指導事業」において、令和2年度から「多剤服薬者」に対して、お薬手帳の活用や適正な服薬について指導・助言を行い、被保険者から相談があった場合の対応について、秋田県薬剤師会へ協力を依頼しています。</p> <p>また、被保険者に配付している制度説明用リーフレットに「お薬手帳」について記載し、その活用を呼びかけるとともに、残薬がある場合には医師や薬剤師へ相談するよう促す一文を記載し、医療費適正化の一環として以前から取り組んでいるところです。</p> |
| <p>・終末医療を県民が望む在り方にするための検討を。</p>  | <p>ご意見として承りました。</p>   |
| <p>・P4「4 基本施策（4）高齢者保健事業」においては、介護予防に重点を置くこと。</p>                                | <p>令和2年4月に改正された「高齢者の医療の確保に関する法律」により、同法の高齢者保健事業は、介護予防の取組を行う介護保険法に規定する地域支援事業等と一体的に実施することとなりました。広域連合では、この「一体的実施」を受託実施する市町村を増やす働きかけをしているところです。</p>  |